



研究レポート

No.226 April 2005

経済社会の変革を促す市民

主任研究員 米山秀隆

富士通総研（FRI）経済研究所

経済社会の変革を促す市民

主任研究員 米山秀隆

要旨

近年、市民が自分の持っている資金を様々な形によって有意義な分野に振り向けたり、場合によっては、自ら資金を募って公共的な財・サービスを提供する動きが活発化している。こうした動きは、市民がそれだけ既存の企業や行政など、世の中の仕組みに不満を抱いており、資金拠出や起業を通じて、地域社会に貢献したいという意識が高まっていることを示している。

民間セクターの変革に関わる市民活動としては、社会的責任投資（SRI）や社会貢献型商品の購入、金融 NPO や社会的企業の設立などがある。公共セクターの変革に関わる市民活動としては、自治体の事業への出資（ミニ公募債）や、用途を指定した寄付金や税金の用途指定によって、自治体の事業に一種の投票を行う動きがある。

こうした動きは、市民が共生、互助の精神を持って、既存の経済システムに内在する問題点を克服しようとするものと捉えることができる。しかも日本だけではなく、アメリカやヨーロッパなど世界的にも広く現れるようになっている。

日本では、こうした動きをなお阻害する制度的な問題も多々あるが、そうした問題を一つ一つ克服することによって、市民の自由な活動を推し進めていくことが、よりよい経済システムの確立につながっていくと考えられる。

目次

1 . はじめに	1
2 . 民間セクターの変革に関わる市民活動	3
2.1 社会的責任投資を通じた企業の変革	
2.2 社会貢献型商品の広がり	
2.3 市民が出資する新しい金融の仕組み	
2.4 第4セクターとしての社会的企業の台頭	
3 . 公共セクターの変革に関わる市民活動	18
3.1 自治体による市民からの資金調達	
3.2 寄付金による自治体の事業への投票	
3.3 税金の用途を指定できる制度	
4 . 新しい資本主義の萌芽	23
4.1 資本主義の再修正	
4.2 日本の可能性	
4.3 今後の政策課題	
参考文献	27

1. はじめに

近年、様々な面において、市民が自分の持っているお金を有意義な分野に振り向けることによって、企業や行政、社会の変革を促そうという動きが活発化している（図表1）。

企業を社会的な観点から格付けを行い、条件を満たした企業にのみ投資を行う社会的責任投資（SRI）ファンドや、社会貢献型の商品・サービスの提供を行う金融機関や企業を利用することを通じて行う寄付などがその一例である。また、市民自身が広く資金を募って有意義な事業に貸し付けを行ったり（金融NPO）あるいは、自ら事業を立ち上げたりするような、よりアクティブな動き（社会的企業）も広がりつつある。

一方、市民のそうした意識の高まりを活用することで、市民から地域社会に有益な事業を行う資金を、寄付や債券発行（ミニ公募債）などの形で集める自治体も現れている。自治体が新しい形で資金集めをしているのは、財政難に直面する中で、新たな財源確保の手段として行っているという面があることは否定できない。しかし現実にそうした形で市民からの資金集めが可能になっているということは、市民の側に、自らの資金提供によって地域社会に貢献したい、あるいは地域社会を少しでも良い方向に変えたいという意識が高まっていることを示している。いくら自治体が資金集めを行いたいと考えても、市民がそれに応じなければ実現することはできないであろう。

またこれとは別に、市民が納税額の一部の用途を指定できる仕組み（1%制度）を設けることで、より市民の考えに沿った形で税金を有意義に使用しようとする自治体も現れている。

図表1 資金提供等を通じた市民活動の類型

活動分野		活動内容	活動手段・形態
民間セクター の変革に関わ る市民活動	既存企業 への圧力	企業に対し、選択的な投資を行う	社会的責任投資
		社会貢献型商品（サービス）を提供する企業を利用する	該当商品（サービス）の購入を通じた寄付
	新規企業 の創設	資金を集め有益な事業に回す	金融NPO、公開起業オークション
		自ら出資を募り有益な事業を興す	社会的企業、事業型NPO
公共セクター の変革に関わ る市民活動	新規事業 への資金 提供	行政の有益な事業に出資、貸し付けを行う	ミニ公募債
		行政の有益な事業に寄付を行う	用途を指定した寄付
	税金の使 途指定	納税額の一部の用途を指定する	1%制度

（出所）筆者作成

こうした動きが現れているのは、それだけ既存の仕組みが、社会的な不適應や機能不全を起こし、世の中の要求に合わなくなっており、そうした事態に対し市民が不満を抱いていることを示している。既存の仕組みを、資金を選択的に供給することや、場合によっては自らアクションを起こすことによって変革を促すことが、これらの動きが共通して目指していることである。

また、こうした動きは日本ばかりではなく、アメリカやヨーロッパなどで共通してみられる現象となっており、現在の日本でのみ、たまたま現れているという性質のものではない。やや大げさにいえば、こうした動きは、これまでの経済や社会の仕組み、さらには資本主義の枠組みそのものに、異議申立てや修正を迫るものであるとも考えることができる。現在は、こうした動きは、様々な面において少しずつ現れているにすぎないが、これがより広がりを持つ動きになれば、経済社会の変革を促す力になる可能性をも秘めている。

本稿では、このように現在の日本で起きている様々な現象を整理・分析し、それが生まれてきた背景やその意味するもの、経済社会に対するインパクトなどを検証し、今後それがどのような方向に向かっていくのかについて考察を行う。さらに、そうした動きをさらに促していくことが望ましいとすれば、どのような施策が求められているかについて検討を行う。

本稿の構成は以下の通りである。2．では民間セクターの変革に関わる様々な市民活動を、3．では公共セクターの変革に関わる様々な市民活動を、それぞれ分析、検討を加える。最後に4．でこれらをまとめ、政策的なインプリケーションについて考察する。

2 . 民間セクターの変革に関わる市民活動

2.1 社会的責任投資を通じた企業の変革

2.1.1 社会的責任投資とは何か

ここではまず、市民が資金提供等を通じて、民間セクターの変革を促そうとする動きをとりあげることにする。

最初に指摘したいのが、最近注目を集めている社会的責任投資(SRI:Socially Responsible Investment)である。SRI は、一言で言えば、株主、投資家または預金者としての市民が、企業に社会的な責任を果たすよう、資金面で圧力を与えるというものである。SRI の手法には、大きく分けて、ソーシャル・スクリーン、株主行動(株主アクティビズム)、ソーシャル・インベストメント(またはファイナンス)の三つがある。

ソーシャル・スクリーンは、企業の財務的な指標だけではなく、CSR(Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)に関する指標を基準として、投資する銘柄を選別するものである。CSR の観点から好ましくない銘柄を排除するネガティブ・スクリーニングと、逆に好ましい銘柄を選択するポジティブ・スクリーニングがある。スクリーニングを受けた銘柄だけで構成するファンドが、SRI ファンド(SRI 投資信託)である。

株主行動は、投資家が株主となり、議決権行使や、株主提案などによって、企業に直接働きかけて、CSR 活動の向上を図るというものである。

ソーシャル・インベストメント(ファイナンス)は、銀行が通常融資しない低所得者層や低開発地域の発展を支援するために、低利の融資や投資を行うというものである。

このうち、ソーシャル・スクリーニングと株主提案は、投資家が企業に対し、CSR 活動に取り組むようにプレッシャーを与えるものである。これに対し、ソーシャル・インベストメント(ファイナンス)は、投資家(または預金者)自身が、ソーシャル・インベストメント(ファイナンス)を行う金融機関に資金を託すことを通じて、社会貢献するというもので、この二つとはやや性質が異なっている。

2.1.2 増加する社会的責任投資

SRI の規模は、90 年代以降、米英を中心に拡大傾向にある。アメリカの 01 年の SRI 資産残高は 2.3 兆円に達するが、これは株式市場規模 15.1 兆円の約 15% に当たる。また、イギリスでの 01 年の SRI 資産残高は 0.2 兆ポンドで、株式市場規模 1.8 兆ポンド(2.6 兆ドル) の約 13% に当たる。

日本ではまだ SRI の規模は小さく、SRI ファンドも 10 本程度あるだけである(図表 2)。当初は、環境に配慮する企業への投資を行う「エコファンド」が中心だったが、最近は、人権や消費者対応、社会貢献、法令遵守など社会性を加味した企業評価によって、銘柄を選定するファンドが増えている。

一方、投資家が株主として、CSRの観点から議決権行使や株主提案を行う株主行動（株主アクティビズム）は、海外では活発に行われている。例えば、最近のアメリカでは、株主提案の3割以上を社会・環境関連のものが占めている。

日本でも最近、議決権行使を活発化させる兆しが現われている。すでに機関投資家の9割近くが議決権行使基準を策定しており、例えば、国内最大規模の年金基金である厚生年金基金連合会は、03年度の上場企業企業の株主総会において、会社議案の25%に反対した。02年度は3%に過ぎなかったため、その急増ぶりが目立っている。ただ、中身については、退職慰労金の支給への反対、取締役選任の議案に対する反対などが多くを占め、必ずしもCSR関連のものではなかった。

このように議決権行使は活発になりつつあるが、まだ積極的な株主提案を行うまでには至っていない。このため、日本ではまだアメリカのように、社会・環境関連の株主提案が頻繁に行われる状況にはなっていない。

図表2 日本の主なSRIファンド

ファンド名	投資会社名	調査機関	投資対象	販売会社	設定月	純資産総額 05年2月末 (百万円)
朝日ライフSRI社会貢献ファンド (愛称:あすのはね)	朝日ライフアセットマネジメント	ストックアットステイテス社(ベルギー)パブリックリソースセンター	国内の50~100社	みずほインベスターズ証券、カブドットコム証券など	00年9月	4,108
日興グローバル・サステナビリティ・ファンドA(ヘッジなし) (愛称:globe)	日興アセットマネジメント	SAMサステナビリティ・グループ(スイス)	日米欧の250~300社	日興コーディアル証券、中央三井信託銀行など	00年11月	1,164
日興グローバル・サステナビリティ・ファンドB(ヘッジあり) (愛称:globe)	日興アセットマネジメント	SAMサステナビリティ・グループ(スイス)	日米欧の250~300社	日興コーディアル証券、中央三井信託銀行など	00年11月	696
UBSグローバル株式40	UBSグローバル・アセット・マネジメント	UBS AG(スイス)	日米欧の40社	大和証券	03年11月	5,887
ダイワSRIファンド	大和投資信託	インテグレックス社	国内の50~100社	大和証券・大和証券SMBC	04年5月	26,922
野村グローバルSRI100	野村アセットマネジメント	FTSE(イギリス)	日米欧の約100社	三井アセット信託銀行	04年5月	4,868

(出所) モーニングスター社ウェブサイト (<http://www.morningstar.co.jp>) 及び厚生労働省(2004)により作成

2.1.3 欧米における社会的責任投資の発達

現状の日本では、まだ SRI の普及度は低いですが、今後、欧米並みになるかどうかについては、欧米でどのような形で SRI が広がったかを知ることが一つのヒントになる。この点について簡単に述べておこう。

アメリカにおいては、SRI の考え方は古くから存在した。SRI の起源は、1920 年代に教会が資金を運用する際に、タバコ、アルコール、ギャンブルなど、教義に反する企業への投資を避けたのが発端とされる。

その後、こうした SRI の考え方は、ベトナム反戦運動など社会運動が活発化するなかで、企業の社会的責任を追及する手段として利用されるようになった。例えば、1969 年には、ダウ・ケミカルに対し、ベトナム戦争で使われたナパーム弾の製造を中止するよう株主提案が行われた。

このほか 70 年代初めには、GM に対し社会的責任の観点からいくつかの株主提案が行われたが、71 年に行われた、人種隔離政策を行っている南アフリカ共和国からの撤退を求めた株主提案がよく知られている。南ア問題は、その後も人種問題の解決をみるまで、アメリカの SRI の主要なテーマであり続けた。また、70 年代には、社会的責任の観点から投資銘柄を選定する SRI ファンド（SRI 投資信託）も登場し、規模も徐々に拡大していった。

90 年代半ば以降は、SRI が急速に拡大したが、これには、既存の SRI ファンドが好成績をあげ、SRI が決してパフォーマンスを犠牲にした投資ではないことが実証されたことに加え、確定拠出型年金の 401k プランの選択メニューに SRI が取り入れられるようになったことが大きく影響している。

SRI ファンドは投資の際に収益性以外の要素を考慮しているため、従来は、機関投資家が SRI ファンドを採用することは受託者責任に反するとの懸念があった。しかしこの点について、98 年にアメリカ労働省は、ERISA 法（従業員退職所得保障法）に定められた受託者基準について、財務的な要因が損なわれない限り、SRI を排除する理由はないという主旨の見解を出し、投資に際し収益性以外の要素を考慮することを公式に認めた。このような労働省による見解の明確化が、機関投資家のさらなる SRI での運用につながっていったと考えられる。

一方、欧州での SRI の増加には、年金法の改正が大きく影響している。イギリスでは、00 年 7 月の年金法改正によって、年金運用受託者は、投資銘柄の選定にあたっての社会面、環境面への配慮の有無と程度、議決権行使などの方針について開示することが求められるようになった。年金法改正は、SRI を年金運用に組み込むことを義務づけるものではなかったが、これ以降、イギリスで SRI が急拡大していった。それまでイギリスでは、SRI の主体は個人投資家で、年金基金や生命保険など機関投資家は皆無に近い状態だった。

イギリスの CSR に関する政策は、CSR や SRI を法律によって制度的に義務づけるわけではなく、企業の取り組みを促すための枠組みを作るといったものであった（「ゆるやかな介入」と呼ばれる）。イギリスではまた、00 年 3 月に、世界で初めての CSR 担当大臣が任命

された。

イギリスと同様のゆるやかな介入のアプローチは、他の EU 諸国でも進められており、年金法の改正についてはほかにスウェーデン(00年)、ドイツ(01年)などでも行われた。また、フランスでは会社法が改正され、上場企業に社会・環境に対する情報開示を義務づけた(01年)。イギリスでも、05年から、上場企業に社会・環境面の情報開示を義務づけることがすでに決められている。

日本ではまだ、年金運用において社会面の要素を加味することについては、ほとんど行われていない。しかし、いずれヨーロッパのように、銘柄選定に当たっての社会面や環境面の考慮について情報開示が迫られるようになれば、それが SRI の拡大を促す契機になる可能性がある。

2.2 社会貢献型商品の広がり

2.2.1 社会貢献型の金融商品

市民が資金提供等を通じて、民間セクターの変革を促す動きとして、次に指摘したいのが、社会貢献型の商品・サービスの提供を行う金融機関や企業の利用を通じて行う寄付である。

その代表格といえるのは、預金残高や金利の一部を寄付するという、社会貢献型金融商品である。社会貢献型金融商品の開発には、近年、地銀や信組など地域金融機関が、積極的に取り組んでいる(図表3)。例えば、福島銀行、びわこ銀行は、預金残高の一定割合を、環境保護団体などに寄付する定期預金の販売を行っている。また、近畿労働金庫では、金利の10%を寄付金として、環境保護団体、震災遺児支援などに拠出する定期預金を販売している。

また、滋賀銀行は、ダイレクトチャネル(ATM、電話、インターネット)を通じて定期預金を行った場合、1回につき7円(ダイレクトチャネル利用で不用になる預金申し込み紙代の相当額)を積み立て、「おうみ NPO 活動基金」に積み立てる定期預金を販売している。

さらに、やや変わったところでは、敦賀信用金庫は、地域(敦賀、美浜、三方の3市町)のごみの排出量が前年に比較して減少した場合、その減少度合いに応じて、優遇金利を適用する定期預金を販売している。1000t以上減少した場合は店頭表示金利の10倍、530t以上減少した場合は5.3倍、200t以上減少した場合は2倍、1t以上減少した場合は1.5倍になる仕組みである。第3回の募集は04年12月~05年3月に行われているが、前年に行われた第2回の募集では、ゴミ減量によって、実際に2倍の金利が実現された。

これらの金融商品は、預金残高や金利の一部を環境・福祉団体等に手軽に寄付する手段を作ったり、また、ゴミ減量など地域社会に役立つ活動を実際に行った場合のインセンティブを与えることで、市民の社会参加・社会貢献意識に訴えようとするものになっている。

販売する金融機関にとっては、低金利が続く中で、金融商品を差別化して預金者にアピールする一つの有効な手段となっている。金融機関のこうした商品開発は、商品の販売促進を行うにあたって、社会面の貢献を全面的にアピールする「ソーシャル・マーケティング」の一種であるといえる。

図表3 社会貢献型金融商品の事例

金融機関名	商品名	内容
福島銀行	ニューうつくしま	預金残高の0.01%を尾瀬保護団体に寄付
滋賀銀行	しがぎんエコプラス定期	ダイレクトチャネルを通じた預金により、1回7円を「おうみNPO活動基金」に積み立て
びわこ銀行	エコライフ定期	預金残高の0.02%を環境支援団体に寄付
敦賀信用金庫	エコ定期預金	地域のゴミ排出量の減少度合いに応じて、優遇金利を適用
近畿労働金庫	社会貢献預金（まもるくん、みずすまし、笑顔スピリッツ）	預金金利の10%を環境保護団体、震災遺児支援団体に寄付

（出所）筆者作成

2.2.2 社会貢献型のクレジットカード

社会貢献型の財・サービスを販売するソーシャルマーケティングには、カード会社も積極的に取り組んでいる。例えば、ユーシーカードは、世界自然保護基金（WWF）との提携カードを販売しており、これを使えば、利用額の0.5%を自動的に寄付することができる。

カード会社の取り組みは、アメリカでより進んだものが現れている。例えば、アメリカン・エクスプレス（以下アメックス）は、ソーシャル・マーケティングの草分けとして知られているが、83年に行った、ニューヨークの自由の女神の修復費にカード利用額の一部を寄付するというキャンペーンは、利用者のカードへの入会やカード利用を促し、修復費の3割に当たる寄付金を集めるなど、大きな成功を収めた。

さらにアメックスは、01年からは起業家を支援するNPOと提携し、「コミュニティ・ビジネス・カード」を発行した。このカード会員になると、会員は低利融資や割引料金でのホテルの利用などの特典を受けられるほか、利用額の1%がNPOに寄付され、NPOが起業支援を行う際の資金になる。

アメックスのこのような取り組みは、カード利用を促すという点で自社の事業に役立つばかりでなく、何かの役に立ちたいと考える顧客には手軽な寄付の手段を作るとともに、地域にも起業家支援という形で貢献するという、自社、顧客、地域社会の三つを同時に満足させる仕組みといえる。日本ではまだ、ソーシャルマーケティングの分野で、ここまで進んだ仕組みは登場していない。

2.3 市民が出資する新しい金融の仕組み

ここまで述べてきたことは、SRI ファンドや社会貢献型の商品を購入することで、預金者または消費者としての市民が、民間セクターの変革を促すというものであった。これらは、既存企業に社会貢献活動を促すものであるといえるが、最近では市民自身が銀行や企業の運営に関与する、よりアクティブな動きも現れている。市民自身が広く資金を募り、有意義な新規事業に貸し付けを行ったり、あるいは自ら事業を立ち上げたりするような動きである。ここではまず、前者の動きをとりあげることにする。

2.3.1 金融 NPO の登場

市民出資型の新しい金融の仕組みとしては、市民から集めた資金を地域内の事業に融資する金融版の NPO（金融 NPO、市民バンクと呼ばれる）の活動が各地で活発化しているという点があげられる（図表 4）。金融 NPO は、金融庁認可の銀行ではなく、預金を集めることはできないが、市民から小口の出資を求め、貸金業として貸し付けるといった方式をとっている。融資先は、地域に密着した事業や社会的に意義のある事業を行おうとする事業者、起業家などである。金融 NPO に出資する市民は、こうした金融 NPO の融資方針に賛同して出資を行っている。

金融 NPO の草分けとしては、市民バンク（東京都目黒区、89 年設立）、未来バンク事業組合（東京都江戸川区、94 年設立）、女性・市民信用組合（WCC）設立準備会（横浜市、98 年設立）などが知られている。最近では、北海道 NPO バンク（札幌市、02 年設立）、NPO 夢バンク（長野市、03 年設立）、東京コミュニティパワーバンク（東京都新宿区、03 年設立）など各地で続々と誕生し、04 年夏には全国の金融 NPO を集めた「第 1 回 NPO バンクフォーラム」が開かれた。

これらのうちでもすでに実績のある未来バンクの累積貸出額は 5 億 5 千万円、WCC は 3 億円に達している。未来バンクは、自分達の預貯金を有益に活用したいという動機で設立され、現在の出資金は 1 億円を超える。環境分野の NPO や障害者が働く商店などに融資を行っている。融資を受けるためには 1 万円以上の出資が必要で、原則、年 3% で無担保融資される（最大限度融資額は出資金の 10 倍）。これまでの融資の焦げ付きはゼロである。

一方 WCC も、出資金は 1 億円を超え、福祉施設やリサイクルショップの立ち上げなどに融資を行っている。出資金は 10 万円以上で、融資限度額は 1,000 万円（または出資金の 20 倍以上）となっている。出資者のほとんどは女性で、女性の事業の支援に主眼を置いている。WCC もこれまでの焦げ付きはゼロである。WCC は将来の信用組合転換を目指している。正式な信用組合になれば預金を集め、事業を拡大することができるようになるからである。

やや毛色が変わったところでは、ミュージシャンの坂本龍一氏、歌手（ミスター・チルドレン）の桜井和寿氏、音楽プロデューサーの小林武史氏が出資して作った ap（アーティ

スト・パワー、オルタナティブ・パワー)バンクがある(03年設立)。三氏が1億円を拠出し、太陽光や風力発電施設の設置など環境分野への融資を行っている(融資限度額は500万円)。apバンクは、資産運用を銀行まかせにせず、自分達が望む事業に役立てたいという動機によって設立された。個人の出資を受け付けていないという点で他の金融NPOとは異なるが、将来は個人からの出資の受け入れも検討している。

図表4 金融NPOの事例

名称	設立年	所在地	最低出資額	融資状況・融資条件
未来バンク事業組合	94年	東京都江戸川区	1万円	環境分野のNPOなどに累計5億5,000万円。融資限度額は出資額の10倍、年利3%
女性・市民信用組合設立準備会(WCC)	98年	横浜市	10万円	女性起業家や福祉NPOなど70件、3億円。融資限度額は出資金の20倍か1,000万円、年利2~5%
北海道NPOバンク	02年	札幌市	1万円	太陽光発電事業など40件、6,600万円。融資限度額は200万円、期間は1年以内、年利2%
NPO夢バンク	03年	長野市	1万円	宅老所設立費用など6件、1,650万円。融資限度額は300万円、期間は3年以内、年利2%以上
東京コミュニティパワーバンク	03年	東京都新宿区	5万円	高齢者グループハウス建設費など4件、1,800万円。融資限度額は出資金の10倍か1,000万円、年利2%前後
apバンク	03年	東京都港区	坂本龍一、桜井和寿、小林武史の三氏が出資	風力発電施設の設置など13件、4,000万円強。融資限度額は500万円、年利1%。実務は未来バンクが代行

(出所)筆者作成

2.3.2 現代版の頼母子講

こうした金融NPOの活動は、現代版の頼母子講、無尽とみなすことができる。日本古来の頼母子講は、特定の事業を行ったり、特定の家や人を救済したりするために、地域内で資金を出し合う目的を持つものである。事業の発起人や、救済の対象になる家・人が講親となり、この親に資金を融通するためメンバーが出し合う最初の掛け金はすべて親に融通し、2回目からは入札や抽選によってメンバーの誰かが受け取るというものであった。

頼母子講は当初は、講親救済の目的が強かったため、無担保無利息が原則であった。しかしその後、頼母子講の掛け金を受け取りながら、掛け金支払いを怠る取り逃がが頻発するようになったため、担保をとるようになり、室町時代になると担保のほかにも一定の利息をとるという方法に進化していった。

頼母子講は、明治以降、近代的な金融機関として銀行が登場すると、次第に衰退していった。しかし現代においても一部地域で残っており(沖縄の模合(もやい))、現在の銀行

の中では、第二地銀にその名残を見出すことができる。互いの資金を融通しあうというこうした頼母子講の仕組みは古い起源を持つものであるが、金融 NPO という形で現代に再び甦っている。現代版頼母子講である金融 NPO が果たしている役割は、既存の金融機関への不信感を持ち、自分たちのお金を地域の有効な事業に回し、地域経済に貢献するというものである。

実はこうした使命を果たすことを本来の役割にしているのが、地域に最も密着した金融機関である地銀や第二地銀、信用組合などである。すでに述べたように地域金融機関のルーツをたどると江戸時代の頼母子講にさかのぼるものも少なくないが、頼母子講などの形態から出発し、徐々に現在の形に発展していった地域密着型の金融機関が、本来の役割を果たしていないことが、現代版の頼母子講ともいえる金融 NPO を生む要因になっている点は興味深い。しかもそうした金融 NPO の中には、WCC のように、将来的に信用組合への転換を目標とするものも現われている。

地域金融機関の中には、いまだ多額の不良債権を抱え、経営難に喘いでいるものも少なくないが、そうした金融機関の機能不全を補うべく、新たな地域密着の金融機関である金融 NPO が自然発生的に各地で現われているのが、現在の状況と捉えることができる。

さらに最近では、金融 NPO と連携して融資を行う地域金融機関も現れている。例えば、市民バンクは、自らが審査した事業に、提携金融機関が融資を行う仕組みを作っており、西京銀行（山口県）は 01 年に市民バンクと組んだ融資枠を設定した。これは、地域金融機関が金融 NPO と組むことで、欠けている機能を補完するといえるものである。

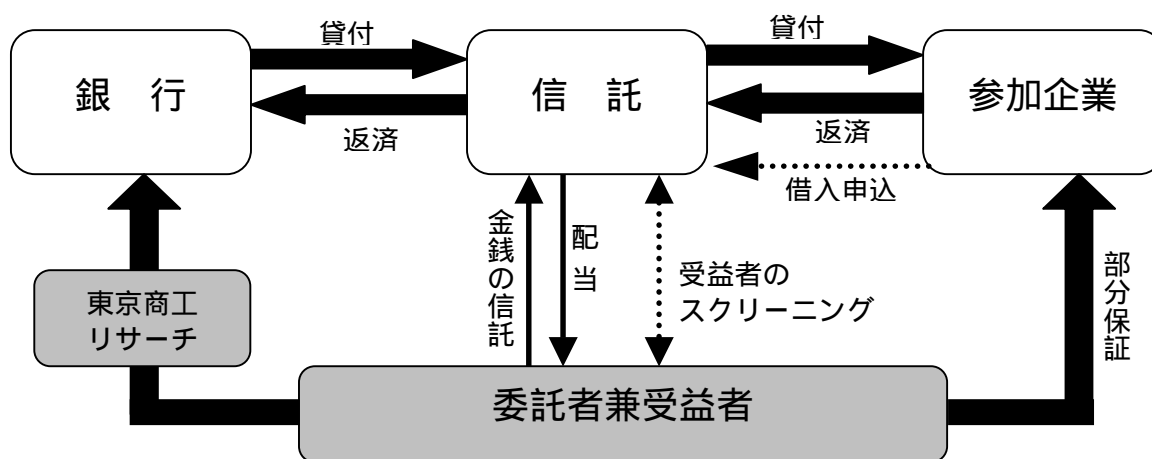
2.3.3 コミュニティクレジット

現代版の頼母子講の仕組みは、金融 NPO 以外の形でも現れている。その一例としては、コミュニティクレジットの仕組みがあげられるが、ここでは 01 年に実施された神戸コミュニティクレジットの例を紹介しておこう。

神戸コミュニティクレジットのスキームでは、まず互いに信頼関係を持つ地域企業の 15 社が共同で出資して信託を組成した。この際、この信託は参加企業の出資のほかに、日本政策投資銀行とみなと銀行からの借入れも行った。そして、参加企業のうちの 6 社がその信託から融資を受けた。融資を受ける際には、事業計画を他の参加企業に説明し、融資の同意をとりつける必要がある。また、融資を受けられる企業は、他の参加企業から連帯保証（30%の部分保証）を受けられる企業に限られる。

このように、コミュニティクレジットは、参加企業が出資した資金を信託にプールして、相互に保証とモニタリングを行いながら、必要な企業に資金を融通する仕組みである。こうした仕組みによって、地域内の資金を地域内に還流させている。また、参加企業は相互に連帯保証しているため、銀行なども信託に資金を出しやすいというメリットがある。コミュニティクレジットは、地域に根差した企業が資金を融通しあいモニタリングも行うという点で、金融 NPO より頼母子講に近い形態になっている。

図表5 コミュニティクレジットの仕組み



(出所) 日本政策投資銀行資料

2.3.4 公開起業オークション

市民が出資した資金を地域の事業に回すスキームは、金融 NPO やコミュニティクレジットだけでなく、他にも様々な形態がある。

公開起業オークションはその一例である。公開起業オークションとは、起業希望者が資金提供を行う目的で集まった市民の前で、事業計画をプレゼンテーションし、支援を募るといふもので、「地域財オークション会議」の活動がその代表としてあげられる。01年に山口県で開催したのが最初で、04年には東京でも開かれた。

金融 NPO が間接金融の仕組みであるとすれば、公開起業オークションは、不特定多数の投資家から直接資金を募る、直接金融に近い仕組みであるといふことができよう。

2.3.5 欧米の事例

日本でいう金融 NPO、市民バンク的な仕組みは、欧米にも見出すことができる。地域にお金を回す会員方式のクレジット・ユニオン (CU) は、欧米では早くから発達していた。アメリカでは CU は、全銀行の数を上回り 1 万近くもある。大手銀行が地域のコミュニティバンクを買収したような場合には、それを嫌って自分達で CU を設立するようなことも行われている。従来の CU は職域中心であったが、現在は地域中心に転換するものも現れている。

一方、ヨーロッパにおいては、CU のほか、協同組合型や株式会社型の市民バンクも発達している。例えば、ドイツの協同組織金融機関である GLS ゲマインシャフト銀行は、公益の貢献を目的として、出資者や預金者の資金を環境、社会分野の融資に回すことに力を入

れている。GLS ゲマインシャフト銀行の株主には、100 ユーロを拠出すれば誰でもなることができる。

欧米でこうした零細な金融機関が早くから市民権を得てきた背景には、一般の銀行では地域の資金需要にきめ細かく対応できないという認識がある。

2.4 第4セクターとしての社会的企業の台頭

2.4.1 出資を募る NPO

金融 NPO の延長線上にある動きとして、市民自身が社会的に意義のある活動を行う組織を新たに作り、そこに市民からの出資を募る例も現われてきた。これも、先に述べた公開起業オークションと同様、不特定多数の市民から直接資金を募るという意味で、直接金融に近い仕組みであるといえる。

その一例としては、NPO の活動において、市民から出資を募って資金を集め、地域に貢献する事業を行っているケースがあげられる。例えば、市民が地域に風力発電をすることで地球環境問題に貢献しようとする「市民風車」の事業を行う NPO 法人「グリーンエネルギー青森」は、市民からの出資によってその活動資金を調達している。ただし、現行法では NPO が出資を募ることは認められていないため、NPO とは別に株式会社 2 社を設立して一口 10 万円の市民の出資を集め、NPO に融資する形にしている。

出資は地元の青森県鮎ヶ沢町のみならず全国から募集し、その結果、776 人から 1 億 7,820 万円もの出資金が集まった。この資金に国からの補助金を合わせ、03 年 2 月には市民風車「わんず」(私たちのものの意)を完成させた。発電した電力は東北電力に売却しており(1 時間で約 2 万円の売電収入)、03 年 6 月には初の配当を行った。

国内の市民風車の先駆けとして知られているのが、NPO 法人「北海道グリーンファンド」である。市民からの出資(一口 50 万円)と国からの補助金により、01 年 9 月に日本発の市民風車「はまかぜちゃん」を完成させた。04 年には、4,500 万円の売電収入を上げ、これまで出資者 260 人に対し、一口につき 4 万円の配当金を支払っている。分配利回りは年 2.4% を目標としている。このほか 2 基を建設しており、04 年 11 月に行った 3 基目の出資金募集では、全国から問い合わせが殺到しわずか 1 ヶ月で満額に達した。

このほかの例では、横須賀市追浜の商店街では地域おこしのために「地ワイン事業」を始めるに当たって、一口 1 万円で地元住民から出資を募った。また、NPO 法人の「ほっとコミュニティ江戸川」は、一人暮らし向け共同住宅を建設するに当たり、地域住民から一口 5 万円で出資を募って 1,100 万円を集め、それをテコに地元金融機関からの融資も受けることで、計画を実現した。

2.4.2 社会的企業とは何か

出資を募る NPO は、一定の採算性を維持しながら、公共的な財・サービスをビジネス的な手法で提供するもので(=公益、営利)その点で従来の第 1 セクター(政府=公益、非営利)第 2 セクター(民間企業=私益、営利)第 3 セクター(官民共同出資の組織や NPO など=公益、非営利)の枠に入らない新たな組織の形態である。

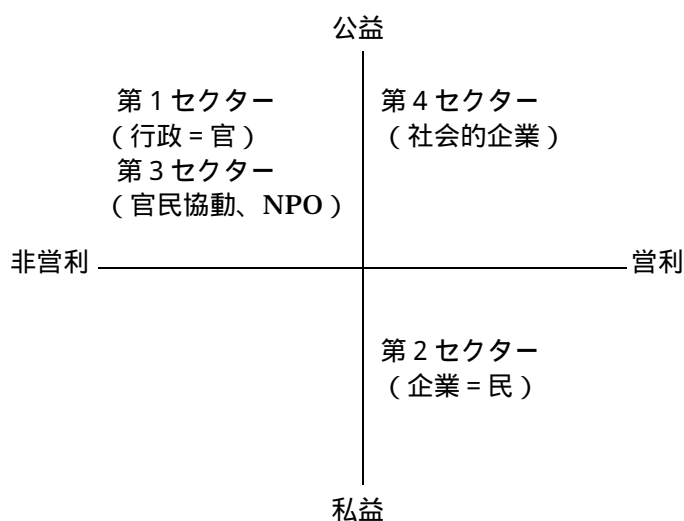
こうした組織は、第 4 セクターと呼ばれることもある。第 4 セクターは、公益を追求しながらも、同時に採算性(営利)も重視するもので、社会的企業(ソーシャル・エンター

プライズ)ともいわれる。

第4セクターを、第1～第3セクターと比較すると、「公益・私益」、「営利・非営利」の二つの軸で分類した場合、第1セクターと第3セクターは「公益、非営利」で同じ範疇に入り、第4セクターは「公益」を追求しながらも、第2セクターのように「営利(採算性)」も考慮するという位置づけになる(図表6)。一方、「対向的・協調的」、「選択的(自由)・非選択的(強制)」の二つの軸で分類すると、第4セクターは、第3セクターと同様、「協調的・選択的(自由)」という範疇に入る(図表7)。

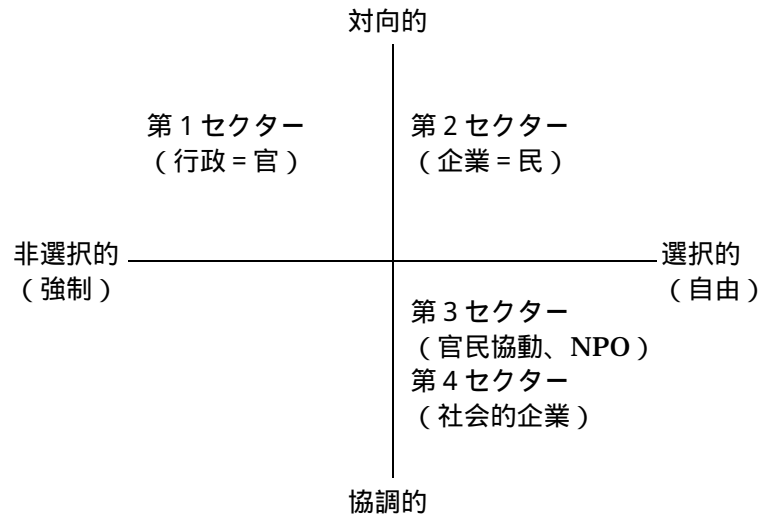
これらをまとめると、第4セクターは第3セクターと、協調的で自由な活動という点では共通しているが、営利を考慮に入れるかどうかという点で異なっているということになる。

図表6 各セクターの関係



(出所) 筆者作成

図表7 各セクターの関係



(出所) 筆者作成

2.4.3 市場の失敗と社会的企業

株式会社の本来の役割は、その事業活動によって収益を上げ、その果実を従業員や株主などに分配することにある。企業が社会の中であって、収益を上げることのできる事業は、社会から何らかの形で必要とされている事業であり、逆に言えば、必要とされているからこそ収益を上げることができる。したがって、どのような企業であっても社会の中に存在し、収益を上げているという意味では、社会的企業と呼べるかもしれない。

しかし、現存する企業では、社会や市民が必要としている、あるいは必要と考えているにも関わらず、十分提供されていない財・サービスがあり、それを市民からの出資を募ることで提供しようとしているのが、現在現れている第4セクターとしての社会的企業の動きと捉えることができる。社会や市民が求めているにも関わらず、十分提供されていない財の一つが風力発電によるクリーンなエネルギーであり、これを市民からの出資を募ることで提供したのが市民風車の例であった。

このように社会的企業は、現存する民間企業(第2セクター)が提供できずにいる財・サービスを提供するための一翼を担っている。しかし、民間企業では採算に合わないなどの理由で、市場に提供されない公共的な財・サービスについては、官が提供主体となることが一つの方法で、これまではむしろそれが「市場の失敗」を補うためのオーソドックスな方法と考えられてきた。

しかし現在においては、官が財政赤字の増大によりその活動能力が著しく低下していること、あるいは官に任せておくと思慮決定や議会での承認に時間がかかり、いつまでたっても実現されないなどの理由から、いっそのこと市民が自分達のお金を集めて公共的な

財・サービスを提供した方が早いという意識が高まっており、そうした動きが市民風車のような形で現れていると考えることができる。

しかしそうした場合でも、やはり市民の出資だけでは十分とはいえない場合がある。市民風車の例でも官の補助金と合わせることで建設が可能になった。これは、NPO 活動が活発化し、そうした団体が公共的な財・サービスを提供しようという意欲を持つようになり、しかも実際にそのために市民から相当の資金を集めているという実績がある場合には、最後の足りない部分だけを官が補えば、官自身が提供の主体とならなくても、NPO が社会的企業として十分提供できる場合があることを示している。しかもそれは、官自らが企画・立案して提供するよりも、効率的かつ市民の要求にマッチした形で提供できる可能性がある。

最近の社会的企業の台頭は、そうした新たな形の公共的な財・サービス提供の方法の可能性を示すものであり、また、官もそれをうまく利用すれば、財政負担を増すことなく効率的に公共財・サービスを提供できる場合があることを示している。

2.4.4 欧米における社会的企業

民間的な手法によって、公共的な財・サービスを供給する社会的企業は、欧米では日本に先駆けて発達してきた。アメリカにおいては、80年代のレーガン政権での小さな政府路線によって財政規模が縮小されたことが、公共サービスの提供に関してNPOへの需要が高まるきっかけとなった。一方、NPOの側では、政府からの助成金が削減されたため、活動資金を得るため、公共サービスを事業の形態で有償提供するようになっていった。これがNPOの事業化という形で、社会的企業の発達につながっていった。

一方、イギリスにおいても、90年代以降、NPOの事業収入への依存度が高まるようになり、NPOの事業化が進んでいった。97年に就任したブレア首相は、NPOを含む民間セクターと公共セクターの協同による社会問題の解決を重視するようになり、地域の雇用創出や公共サービス提供について、事業型NPOの役割がさらに高まっていった。02年には、貿易産業省が「社会的企業：成長のための戦略」という、社会的企業育成のための戦略文書が発表した。なお、イギリスで始まったPFI(Private Finance Initiative)やPPP(Public Private Partnership)も、民間の力を活用して、公共財・サービスを提供するという点で、社会的企業の活用と同じ目的を持っているものといえる。

このように、事業型NPOである社会的企業が、公共財・サービスの提供の一翼を担うようになっているのは、世界的に共通して現れている現象と捉えることができる。そもそもNPOの起源は、福祉、教育、医療、環境、芸術、文化など、公共性を持つサービスに対し、政府の供給が不足していたり供給のバラエティが乏しい場合に、同好の士を募り、共同で公共サービスを提供しようとする点にある。近年の社会的企業の世界的な活発化は、それだけ各国の公共セクターが弱体化していることを意味している。

また、NPOが公共セクターの役割を肩代わりするという現象は、多額の財政赤字により

公共セクターが弱体化した先進諸国だけではなく、そもそも公共セクターの機能が整っていない途上国でもみられる現象となっている。例えば、ハンガリーなど東欧諸国の一部では、社会主義崩壊後の公共セクターの機能低下を補うため、NPO にその役割の一部を委ねている（この点については、3.3 で述べる）。

3 . 公共セクターの変革に関わる市民活動

以上で述べてきたことは、市民が、様々な面において、自分の持っている資金を有意義な分野に振り向けることによって、民間セクターの変革を促そうという動きであった。またそれは、単に民間セクターの変革をもたらすだけではなく、民間の手法を活用して公共財・サービスを提供する新たな組織体（社会的企業）も生み出す動きに発展している。

すでに述べたように、こうした動きは、市民が自分自身のお金によって、現在の経済社会の仕組みを少しでも変えたいという動機に基づいているが、逆に、市民のそうした意識の高まりを活用することで、市民から地域社会に有益な事業を行う資金を、債券発行（ミニ公募債）や寄付などの形で集める自治体も現れ始めた。またこれとは別に、市民が納税額の一部の用途を指定できる仕組み（1%制度）を設けることで、より市民の考えに沿った形で税金を有意義に使おうとする自治体も現れている。以下ではそうした動きをとりあげていくことにしたい。

3.1 自治体による市民からの資金調達

3.1.1 ミニ公募債の発行

自治体が民間から資金を調達するために発行する地方債は、指定金融機関などが購入する縁故債と、購入対象者を特定しない公募債とに分かれる。公募債は不特定多数が対象者ではあるが、主として生保など大口の機関投資家が億単位で購入する。しかし最近になって、自治体が資金調達手段を多様化し、また個人の資金を自治体内に積極的に取り込むという観点から、地方債を個人向けに発行するという発想が注目されるようになった。

そこで現われたのが、購入対象を発行自治体の住民と自治体内などに勤務する個人に限定し、最低購入単位を小口化し購入限度額が設定されている住民参加型ミニ公募地方債（以下、ミニ公募債）である（図表8）。02年3月に群馬県が第1号のミニ公募債である「愛県債」を発行すると、その後他の自治体も相次いで発行するようになった。その先駆けとしては、青森県の「青い森県民債」、東京都の「東京再生債」、大阪市の「みおつくし債」、太田市の「おおた市民債」などがあげられる。これまでもミニ公募債の発行について、法律的制約があったわけではないが、総務省が02年に発行を積極的に呼びかけたこともあって、自治体の関心が一気に高まった。04年度には、ミニ公募債の発行規模は、約3,000億円に達する見込みである（図表9）。

これらミニ公募債の発行条件をみると、発行規模10～50億円、最低購入単位1～10万円、購入限度額100～500万、満期3～7年のものが多い。利回りは国債を参考にし国債と同じか、やや高めに設定されている。また、用途は県立病院の医療機器購入（群馬県）、行政センター、養護老人ホーム（おおた市民債）など特定されている。東京再生債の例では、購入者の中から抽選で、主な事業の見学会に招待するというも行っている。

ミニ公募債は、地域内の住民の資金を自治体に囲い込むことができるだけでなく、住民が自治体の特定事業に出資することによって、自治体事業への関心や住民参加意識が高まるというメリットがある。ミニ公募債の利回りは決して高いものではないが、地域の有益な事業に出資し、行政サービスの拡充に間接的に貢献できるという魅力から、購入を希望する人が多い。

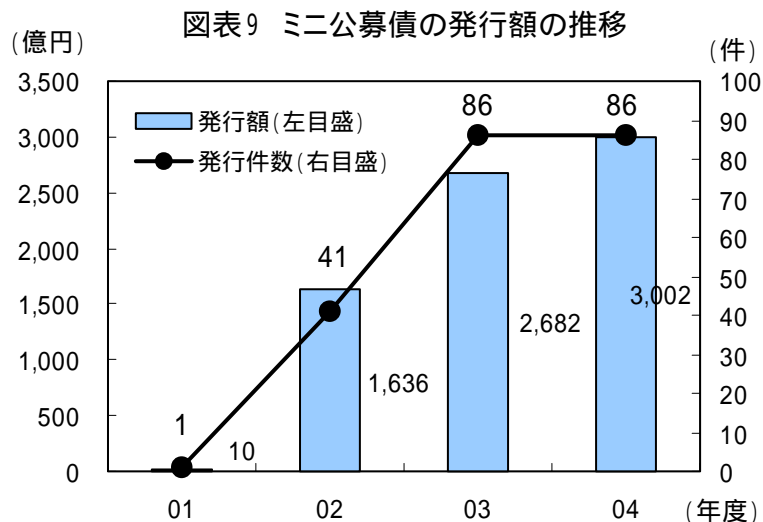
最近では、ミニ公募債の魅力を少しでも高めるため、特典をつける例も現れている。例えば、03年12月に募集した富山県氷見市の「ひみ市民債」では、市立病院の人間ドック料が1割引きになる特典が付けられた。また、04年11月に募集した川崎市の「川崎シンフォニーホール債」では、10万円以上購入した人の中から、抽選で100人に、川崎シンフォニーホールの開館記念シリーズコンサートに招待するという特典が付けられた。

ミニ公募債の発行は、発行する自治体の側からすれば、財政難に直面する中、新金の資金集めの手段として始めたという意味合いが強い。しかし、市民がそうした資金で行う事業に社会的な意義を認めて資金を拠出するという意味では、SRIと共通の要素を持っている。

図表8 ミニ公募債と公募地方債の比較

	住民参加型ミニ公募地方債 (ミニ公募債)	公募地方債
発行団体	小規模でも可能	制限はないが、現実に発行しているのは都道府県と政令指定都市のうち33団体
起債規模	10～50億円が多い	百億～数百億円
年限	3年、5年	10年が多い
額面	1万、10万など	制限はない
購入対象	主として地域住民	制限はないが、主として機関投資家
対象事業	特定されている場合が多い	特定されていない

(出所) 総務省資料により作成



(出所) 総務省資料により作成

(注) 04年度は見込み

3.1.2 市民からの無利子長期借入れ

ミニ公募債の発行ではなく、住民から無利子の借入れを行うことによって、公共施設の建設に充てた自治体も現れている。

北海道留辺蘂町では、知的障害者更正施設の建設に当たって、町が出す補助金が、財源難によって十分捻出できなくなった。当初は、足りない分をゼロ金利のミニ公募債の発行によって資金調達しようとしたが、ゼロ金利での発行について、総務省からクレームがついたため断念し、代わりに、施設を運営する社会福祉法人が町民から10年間無利子で借入れることで解決を図った。

町内外34人のほか団体からも融資したいという申し込みがあり、7,500万円を調達することができた。小さな町であっても、銀行に預けても利子はほとんどつかないため、それよりは町の役立つ事業に資金を提供したいとする人が予想以上に現れた。

3.2 寄付金による自治体の事業への投票

一方、自治体が政策メニューを提示し、その財源としての寄付金を募ることで、市民参加型の行政を実現しようとしている自治体もある。長野県泰阜村が04年6月に可決した「ふるさと思いやり基金条例」である。泰阜村では、政策メニューとして「学校美術館修復事業」(寄付金目標額1,000万円)、「在宅福祉サービス維持向上事業」(同500万円)、「自然エネルギー活用、普及事業」(同1,000万円)の三つを掲げ、一口5,000円で、地元のみならず全国から寄付金を募っている。04年8月から募集を行い、05年2月末現在で、合計659万円(合計目標額2,500万円の26%)が集まった。

この制度は、財源不足を市民からの寄付で補うものであるが、具体的な政策メニューについて、全国から寄付を募るという点に新しさがある。寄付が集まった事業から順次実現が図られる。泰阜村をふるさとと思って応援したいという都市部からの寄付も集まっているという。村は、寄付してくれた人については友好村民に認定し、交流を行う。

この制度は、国と地方の税財政の三位一体改革にも通じる側面も持っている(跡田(2004)による)。自治体への寄付については優遇税制があるが、この減税効果は、税率の差によって国税より地方税の方が高いため、相対的に国税により多くの税収の減収効果をもたらす。同時に、寄付によって地方の財源が増えるため、結果として国から地方への税源移譲効果を持つ。また、寄付金は地方自らが提案した政策に使うことができ、これが増えれば国からの補助金削減にもつながる。さらに、寄付金が都市から集まれば、寄付金は都市と農村の財政力格差を調整する地方交付税の性質も持つことになる。

このように、寄付金を募るという形で行う政策メニューへの投票制度は、単に財源不足を解消するに留まらず、様々な副次的な効果も持っている。同様の条例を制定しようとする動きは、全国各地に広がっており、北海道ニセコ町では04年9月に「ふるさとづくり寄付条例」を制定した。

3.3 税金の用途を指定できる制度

市民が自ら納めた税金の一部の用途を指定できる制度が、05年度から千葉県市川市で始まった(04年12月の市議会で可決)。市川市の制度(「市民活動支援制度」)は、個人市民税の1%について、自分の選んだボランティア団体やNPOに移転させることができるというものである。市川市では22万人の納税者から300億円の市民税を徴収しているため、3億円がこの対象となる。一人当たりの市民税納税額は13万円で、一人につき1,300円の行き先を自分で決められる計算になる。

支援対象となる団体は、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成の分野で、83団体が応募した。各団体は活動計画を提出し、審査会の審査によって支援対象としてふさわしいかどうか決定された後、市民による団体の選択が4月から5月にかけて行われる。なお、団体への支援額は、事業費の2分の1が上限である。

この制度は、一種の投票によって、自分の納税額の一部について、その移転させる先を決めるというものである。市川市では、これにより、公益分野に関する様々な活動に対する理解を深め、そうした活動を市民自身が支えるという意識を高めることを狙っている。また、団体の側については、支援を得るため活動内容を透明化したり、活動内容を向上させたりすることを通じ、いい意味での競争が生まれる効果が期待されている。

納税額の1%の用途を指定できる制度は、96年にハンガリーで導入されたのが最初で、1%制度と呼ばれることもある。ハンガリーでは、ベルリンの壁崩壊以降の90年代初めに公共セクターの機能が大きく低下し、それを補うため公共セクターの役割の一部をNPOに

委ねることを目的に、この制度が創設された（ハンガリーでは所得税の1%）。その後、スロバキア、リトアニア、ポーランドにも同様の制度が広がった。

現在の日本では、NPO に対する支援は、行政の手が届きにくい部分について、NPO などの活動を通じて補完する目的で行われているが、市川市の制度は、支援制度に投票の要素を取り入れることで、活動の活性化を図ろうとするものである。

ここでとりあげた税金の用途を指定できる制度と、先にあげた寄付金による自治体の事業への投票という二つは、行政の事業に対し市民が、税金の用途を指定したり、寄付をするという形で投票を行い、政策の優先順位をつけるものである。それによって、NPO を活性化させ行政の機能を補完したり、また、財源不足を解消することを狙っている。

市民に有効性を示せた NPO や事業がより多くの資金を集めるという意味では、資本市場で資金を集めるのと似た要素を持っている。ただ、資本市場と異なり、資金提供者が配当や利子を得るわけではないが、それによって行政や NPO の活動内容が向上すれば、そうした点に間接的とはいえ、関与したという満足感が高まる。

同様の制度を作ろうとする動きは、全国に広がりつつある。こうした制度が広がれば、公共セクターを市民が支えるという意識が高まり、好ましい効果を持つと考えられる。

4 . 新しい資本主義の萌芽

4.1 資本主義の再修正

以上では、市民が様々な形で資金拠出（SRI、社会貢献型商品の購入、ミニ公募債、寄付による投票、税金の用途指定など）や起業（社会的企業）することによって、企業や行政の変革を促したり、その機能の一部を担う動きが広がっていることについて述べてきた。

これらは、企業に対し本来果たすべき社会的な役割を再認識させたり、また、公共財・サービスの提供を補完したり、さらに、市民の立場から公共財・サービスの優先順位をつけることを通じ、企業や公共セクターの機能を高める方向に向かわせる圧力として働いている。また、こうした現象はアメリカやヨーロッパでも様々な形で現れており、世界的に活発化している。

こうした現象の世界的な広がりについては、大局的に捉えれば、資本主義の仕組みそのものに修正を迫る動きと考えることもできる。この点について簡単に述べておくと、以下のようなになる。

資本主義は社会主義との戦いに勝利したが、多くの問題を内包している。企業の利益偏重や利己的行動、また、不平等や地域格差の拡大などである。不平等の拡大に対しては、かつては政府の役割を拡大させ、福祉国家を目指すという形で資本主義が修正された（修正資本主義）。しかしこれは結局、各国で財政赤字の累積（財政破綻）を招いた。

こうした資本主義の抱える問題について、最近ではそれを内部から修正しようとする動きが、各方面で多数現われている。これが本稿で述べてきた様々な現象ということになる。

企業の側からは、利益偏重を反省して、事業活動に社会性を加味し、社会と共生しようとする動きが現れており、市民の側はSRIによってそれを後押ししようとしている。また、NPOなどの非営利組織が、社会的な事業に進出する動き（社会的企業）もある。

金融面では、自分達のお金を地域の有効な事業に回すための、金融NPOや市民バンクの設立が活発化している。また、本稿では扱わなかったが、貨幣システムの面では、独自の通貨（地域通貨）を流通させて、疲弊した地域経済を活性化させようという取り組みがある。

さらに、財政破綻に対しては、民間が公共サービス提供の一部を肩代わりする動きがある。これについては、民間セクターが公共財・サービスの提供の一翼を担う社会的企業、PFI、PPP（Public Private Partnership）などの形で現れている。また、地域の事業に出資したり（ミニ公募債）、税金の用途を指定したり（1%制度）して、市民が主体的に行政サービスを選択する動きもある。

こうした動きは一言で言えば、市民が共生、互助の精神を持って、資本主義の問題点を克服しようとするものである。民間の自発的な活動によって、資本主義を修正しようという点に、かつての修正資本主義との違いがある。

結局、資本主義は社会主義に勝利はしたものの、資本主義もまた問題が多く、無傷ではいられないことが明らかになった。現在の動きは、資本主義の利己的な面が修正され、社会性を考慮するようになってきているという意味では、資本主義に社会主義の良い面（共生、互助の精神）を取り入れようとする動きとも捉えることができる。

このように、社会主義だけではなく、古い形の資本主義も終わり、新たな資本主義が構築されようとしているのが現在の状態と考えられる。換言すれば、これは、経済システムが新しい発展段階に入りつつあるということの意味する。

もともと社会主義は、産業革命後の資本家への富の偏在に対して、労働者の立場から打ち立てられた思想であった。社会主義の理想は結局実現することはなかったが、現在再び資本主義の問題点がクローズアップされる中で、共生、互助の精神という形で社会主義的な要素が、形を変えて資本主義に入り込もうとしているのは興味深い。

以上をまとめると、現在は、資本主義対社会主義という古い対立が本当の意味で終わり、両者の良い面を融合した新しい経済システムが形成されようとしている段階にあるといえるのではないだろうか。

4.2 日本の可能性

日本は新しい資本主義のスタイルの確立という点では、現在は遅れている。それを示す様々な現象は現れてはいるものの、まだ世界で最も進んだ形になっているとはいえない。しかし今後、急速にキャッチアップしていく可能性がある。

その理由としては、第一に、日本は世界で最も財政状況が悪く、民間活力の導入や行政に対する民間の監視が不可避になっている点があげられる。第二に、社会貢献や環境など CSR に立脚した企業行動はもともと日本企業が目指してきたものであるという点があげられる。CSR の精神は、長期不況の過程で、一時は失われがちとなったが、今後は急速に本来の姿に回帰していく可能性がある。第三に、新しい資本主義のスタイル（共生、互助）は、先進国で共通に進行する高齢化とも相性がいいと考えられるが、日本は世界で最も高齢化の進展が速いという点があげられる。

現時点で新しい資本主義のイメージを描くとすれば、例えば次のようなものとなる。自立した個が共生、互助の精神で結びつき（企業や NPO、社会的企業を形成）経済活動の担い手となる。民間の活動には公的な要素も含まれ、公的セクターと民間セクターの垣根は低くなる。個人は社会的に意味のある経済活動を行うことと、個人の生活を楽しむことを両立できるようになる。古い資本主義のように、個が利益至上主義の犠牲になることはない。

自立した個が、NPO や社会的企業などの形で結びつきやすくなっている背景には、情報技術（IT）の発展という要素も無視し得ない。現在ではインターネットを介すれば、同好の士を募ることは、極めて容易になっている。かつては産業革命が資本主義（とそのアン

チテーゼとしての社会主義)を生む原動力となったが、現在は IT 革命が新しい形の資本主義を生み出す一つの力になっていると考えられる。この点は、革命的な技術の発明が、経済システムに大きな影響を与えることを示している。

現在の日本は新しい資本主義のイメージとは遠いが、日本が抱えている問題の大きさを考えると、現在現れている様々な動きがより大きなうねりとなり、それだけドラスティブな変化を余儀なくされる可能性もある。

4.3 今後の政策課題

最後に、本稿で述べてきた新しい動きをさらに推し進めていく上で、当面必要な政策課題について述べていくことにしよう。

SRI については現状の日本では普及していないが、欧米の例では、年金基金が SRI を重視する方向に向かうかが重要な分かれ道になる。現在の日本では、年金基金について、投資銘柄の選定にあたっての社会面、環境面への配慮について情報開示を義務付けようとする動きはない。しかし、資本市場がグローバル化している中で、日本だけがそのような情報開示を行わないですむという状況は考えにくく、いずれ情報開示の義務付けが必要になる。あるいは、義務付けられる前に、年金基金が先手を打って自主的に情報開示をするようになるという展開も、近い将来考えられよう。

金融 NPO については、最近では、十分な活動実績を持つようになったもので、信組転換を目指すものも現れているが、これがなかなか難しいという現実がある。例えば、女性・市民バンク信用組合設立準備会は、出資金、融資残高、設立賛同者などからみれば、十分信用組合に転換する資格はあると考えられるが、認可されるに至っていない。信用組合設立の認可は、この 30 年間 1 件も認可されておらず、「新銀行東京」「日本振興銀行」などの設立がスムーズに認められているのと対照的となっている(認可を行うのは 00 年 3 月までは県、それ以降は金融庁)。今後、金融 NPO の動きが活発化し、信組転換を目指す動きが活発化していった場合には、当局には柔軟な対応が求められる。

NPO が社会的事業を行う動きを推進するためには、現行法では認められていない出資を募る出資型 NPO を認める必要がある。現在は、直接出資を募ることが認められていないため、出資を募る企業を設立して NPO がそこから融資を受けるなど、変則的な形をとっている。ただし出資型 NPO を認めると、NPO でありながら、企業により近い形態となるため、法人の組織形態(営利組織、非営利組織)の中での、出資型 NPO の位置付けを明確にしておく必要がある。

このほか NPO については、そもそも NPO に対する個人の寄付は控除の対象となるが、それが十分ではないため、個人の寄付を阻害する要因になっているという問題もある。現在は、個人の寄付控除の対象になる NPO が限定されているが、これを大幅に増やしたり、現在の控除方式を変更して、寄付金の一定割合を税額控除として認めることなどにより、

減税措置を拡大することが、個人の NPO への寄付を増加させ、NPO の活動を拡大させることにつながる。

1%制度については、これからようやく実行される段階に入るので、日本で効果を生むかどうかはまだ未知数である。ただ、導入を実際に検討した自治体の中には、税金の使い道を決めるに当たって、意識調査を実施する場合、費用が 3,000 万円もかかることから、これでは本末転倒と、導入を断念した自治体もある。市川市の制度では、全世帯に配っている市の広報誌に回答用紙をつけることで調査を行うが、その際、納税通知書のコピーを添付しなければならないなどの点で、手続きが煩雑になっている。住基カードやインターネットを活用することで、市民の意向調査をより簡便なものに改善する余地はある。

最後に、寄付金による自治体の事業への投票を広げるためには、個人が行政に寄付する際の減税措置について、NPO への寄付と同様、拡充することが有効と考えられる。

こうした地道な制度の改革を一つ一つ積み上げていくことが、本稿で述べたような様々な取り組みを推し進め、ひいてはそれがよりよい経済社会作りにつながっていくと考えられる。

参考文献

- 跡田直澄 2004 「『泰阜村ふるさと思いやり基金条例案』上程についてのコメント」6月15日
経済産業省編 2004 『通商白書 2004』独立行政法人国立印刷局
木村温人 2004 「信用組合は新たな地域相互扶助を目指せ」『エコノミスト』11月16日号、pp.46-49
厚生労働省 2004 「労働におけるCSRのあり方に関する懇談会中間報告書」7月
斉藤慎 2004 「“社会責任”で企業も社会もHAPPYに！第8回 企業とNPOのパートナーシップ」<http://www.viva.ne.jp/libraly/opinion/5-8.html>（4月15日掲載）
市民立法機構編 2003 『市民セクター経済圏の形成 市民ポートフォリオとNPO活動』日本評論社
下河辺淳・根本博 2002 『ボランティア経済と企業』日本評論社
谷本寛治 2002 『企業社会のリコンストラクション』千倉書房
谷本寛治編著 2003 『SRI 社会的責任投資入門』日本経済新聞社
谷本寛治編著 2004 『CSR経営 企業の社会的責任とステークホルダー』中央経済社
塚本一郎・古川俊一・雨宮孝子編著 2003 『NPOと新しい社会デザイン』同文館出版
山内直人 2004 『NPO入門 第2版』日本経済新聞社
米山秀隆 2004 『図解よくわかるCSR』日刊工業新聞社

[新聞]

- 『日本経済新聞』
『読売新聞』
『朝日新聞』